

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本入札における改修設計範囲に係る契約締結は、当該工事に係る令和 3 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和2年11月18日(水)

国立大学法人帯広畜産大学 契約担当役
事務局長 藤 波 豊 彦

1 業務概要

- (1) 業務名 帯広畜産大学本部棟増築等設計業務
- (2) 業務内容 本業務は以下の施設における、建築・設備の実設計業務である。
 - ①帯広畜産大学本部棟増築 RC2 742㎡
 - ②帯広畜産大学本部棟改修 RC2 1,641㎡
- (3) 履行期限
 - ①令和3年3月24日(水) (増築設計範囲)
 - ②令和3年6月15日(火) (改修設計範囲)
- (4) 本業務においては、参加表明書・技術提案書の提出等を電子入札システムで行う。電子入札は、文部科学省電子入札ホームページ(<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは承諾を得て紙方式に代えることができる。
- (5) 本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 文部科学省における令和1・2年度設計・コンサルティング業務に係る有資格業者として登録されている者であること。
- ② 経営状況が健全であること。
- ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 平成17年度以降に完成・引き渡し完了したRC造又はS造で述べ床面積500㎡以上の改修又は新築工事に係る建築設計業務の実績を有すること。
- ⑥ 北海道地区に本店、支店又は営業所が所在すること。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・ balan

ス等の取組に関する認定状況

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格及び経験，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数，技術力，主要業務の実績，同種又は類似業務の実績，ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
- ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度，実施方針の妥当性，実施手法の妥当性
- ④ 課題についての提案
課題「温室効果ガス等の排出削減についての提案」，「ワークスタイルの多様化に対応したオフィス環境についての提案」
提案の的確性，提案の独創性，提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学事務局施設課 施設企画・管理係
電話0155-49-5263 F A X 0155-49-5272

(2) 説明書の交付期間，場所及び方法

令和2年11月18日(水)から令和2年11月27日(金)までの9時00分から17時00分(土曜日，日曜日及び祝日は除く。)

電子入札システムにより交付を原則とする。ただし，発注者の承諾を得て，紙方式による場合は(1)の場所にて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限，場所及び方法

令和2年11月30日(月) 17時00分

電子入札システムにより提出すること。ただし，発注者の承諾を得て，紙方式による場合は(1)に同じ場所。持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限，場所及び方法

令和2年12月11日(金) 17時00分

電子入札システムにより提出すること。ただし，発注者の承諾を得て，紙方式による場合は(1)に同じ場所。持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残る方法に限る。)すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

(2) 契約保証金 納付

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は，無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3(1)に同じ

(8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが，記3(4)の提出期限の日において，当該資格を満たしていなければならない。

(9) 詳細は説明書による。